

各 位



平成 29 年 5 月 30 日

会 社 名 ホリイフードサービス株式会社

代表者名 代表取締役社長 飯田 益弘

(コード番号 3077 JASDAQ)

問合せ先 取締役経営管理本部長 根本 輝昌

電 話 (029) 233-5825

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 30 日開催の取締役会において、以下の「定款一部変更の件」について平成 29 年 6 月 29 日開催予定の株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第23条（取締役との責任限定契約）及び第28条（監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(新 設)	<u>(損害賠償責任の一部免除)</u> 第23条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
<u>第23条～第26条（条文省略）</u>	<u>第24条～第27条（現行どおり）</u>
(新 設)	<u>(監査役との責任限定契約)</u> 第28条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
<u>第27条～第31条（条文省略）</u>	<u>第29条～第33条（現行どおり）</u>

3. 変更の日程

- ①定款変更のための株主総会開催予定日 平成 29 年 6 月 29 日(木曜日)
- ②定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 29 日(木曜日)

以 上